

令和 4年10月 1日

近畿日本ツーリスト健康保険組合理事長 殿

### 健康保険被保険者証滅失届

健康保険組合被保険者証の返納にあたり、健康保険法施行規則第51条規定に基づき健康保険組合に対し返納しなくてはならない被保険者証を滅失してしまいましたので届出いたします。

なお、下欄の「健康保険証の注意」については確認いたしました。

|                  |                                       |                             |     |                        |                |     |    |     |
|------------------|---------------------------------------|-----------------------------|-----|------------------------|----------------|-----|----|-----|
| 届<br>出<br>入<br>欄 | フリガナ                                  | ケンポ タロウ                     |     | 生年月日                   | 昭和<br>平成<br>令和 | 23年 | 4月 | 15日 |
|                  | 氏名                                    | 健保 太郎                       |     |                        |                |     |    |     |
|                  | 被保険者証の<br>記号・番号                       | 記号                          | 番号  | *記号・番号が不明な場合は空欄にして下さい。 |                |     |    |     |
|                  |                                       | 11                          | 999 |                        |                |     |    |     |
|                  | 住所                                    | 〒 143-0023<br>東京都大田区山王5-4-3 |     |                        |                |     |    |     |
|                  | 電話番号                                  | 03 (3599) 1234              |     |                        |                |     |    |     |
| 事由               | 財布に保管していたが、返却するため確認した際に紛失していたことが分かった。 |                             |     |                        |                |     |    |     |

滅失届を提出する前に、予め発行手数料として1枚2000円を下記の口座にお振り込み下さい。

|                  |  |
|------------------|--|
| 振込先              | 三井住友銀行 東京中央支店 普通 8584525 近畿日本ツーリスト健康保険組合 |
| 再発行手数料の<br>振込年月日 | 令和 4年 9月 30日 振込                          |

#### 健康保険被保険者証についての注意

健康保険証は、病院等で診療等を受ける場合、持参人が健康保険組合の被保険者（または被扶養者）であり、その診療等の支払に健康保険を利用できることを証明する大切な証明書です。また、保険証はパスポート等と同様本来の目的以外の、持参人の確認証明書としても広く利用されていますので、その保管については十分注意し、貸し借りをしないほか、紛失、滅失等しないようにしなければなりません。万一、保険証を紛失した場合、紛失した保険証が悪用され、名義人に対し思わぬ請求等がされる恐れがありますので、組合に所定の届出をするほか、こういった請求に少しでも有利に対応するため、明らかに他人に利用される恐れが無い場合を除き、警察に届出をすることをおすすめいたします。